

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R4. 7. 15 改正)	改正前
<p>第1条～第4条(省略)</p>	<p>第1条～第4条(省略)</p>
<p>(適用工事に係る最低制限価格の設定方法)</p> <p>第5条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額</p>	<p>(適用工事に係る最低制限価格の設定方法)</p> <p>第5条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p>
<p>第6条 (省略)</p>	<p>第6条 (省略)</p>
<p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成23年7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第2項および第4条第2項ならびに別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第4条および第5条第2項の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成23年7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第2項および第4条第2項ならびに別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第4条および第5条第2項の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R4.7.15改正)	改正前
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和4年7月15日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</u></p>	